



2026年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社ROBOT PAYMENT
代表者名 代表取締役執行役員 CEO 清久 健也
(コード：4374、東証グロース)
問合せ先 取締役執行役員 久野 聡太
(TEL. 03-5469-5787)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年3月26日開催予定の第26期定時株主総会での承認を前提として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。またこれに伴い、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員の変動に関する議案を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の公正性・透明性・効率性の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2026年3月26日開催予定の第26期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

上記1.に記載の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、必要な条数等の変更や表記のゆれの訂正を行うものであります。

(2) 変更内容

定款変更の内容は別紙「定款変更案」をご参照ください。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2026年3月26日(予定)

定款一部変更の効力発生日 2026年3月26日(予定)

3. 役員の変動について

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

氏名	新役職名	現役職名
清久 健也	代表取締役執行役員 CEO	同左
川本 圭祐	取締役執行役員	同左
久野 聡太	取締役執行役員	同左
澤 博史	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
石橋 慶太	社外取締役 常勤監査等委員	常勤社外監査役
清水 幸明	社外取締役 監査等委員	社外取締役
小坂 亜沙美	社外取締役 監査等委員	社外取締役

(3) 退任予定の監査役

氏名	現役職名
金重 凱之	社外監査役
橋本 泰生	社外監査役

(別紙) 定款変更案

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役は、9名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各<u>取締役及び各監査役</u>に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることが</u>できる<u>取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役会の責任免除</u>)</p> <p>第 40 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 44 条～第 48 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 39 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第 26 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上